

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業事務取扱要領

(制 定 令和 2 年 6 月 23 日 農振第 255 号)

第 1 目的

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領に基づく事業を実施する場合の取扱いについては、この要領によるものとする。

第 2 定義

1 実施要領

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領（令和 2 年 6 月 23 日付け農振第 254 号）をいう。

2 補助金交付要綱

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金交付要綱（令和 2 年 6 月 23 日付け農振第 256 号）をいう。

第 3 事前の手続

1 緊急対策プランの策定

受入団体等は、事業実施主体と協力・調整し、活動趣旨や目標について地域内の関係者の合意を得たうえで、事業実施主体を緊急対策プランの取組を行う団体として位置付けた緊急対策プランを策定するものとする。

なお、緊急対策プランには、別添の参考様式 1 に記載する農山漁村体験活動に係る衛生環境・受入環境の改善、安全で安心な新規体験メニュー開発、旅行客の回復に結び付ける情報発信等の項目について定めるものとする。

2 事業実施主体の意思決定

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し組織として議決を得るものとする。

3 事業実施主体の予算計上

定款、規約等に基づき、所要の予算について組織として議決を得るものとする。

4 事業実施主体における負担金の取扱い

(1) 負担金は、組織としての意思決定により、賦課基準（算定根拠、金額、納入時期、納入方法等）を定めて議決するとともに、賦課台帳を整備するものとする。

(2) 事業実施主体は、負担金の賦課、徴収に当たっては、請求書、受領書を発行し、決済用預金口座を経由して行うことを原則とするとともに、収支を明らかにした関係書類を整備し、事業完了後 5 年間又は整備した機器・設備施設の処分制限期間のいずれか長い期間について保管するものとする。

5 事業実施主体がグリーン・ツーリズム取組農家の連携体である場合

(1) 本事業において、グリーン・ツーリズム取組農家の連携体とは、3 戸以上で構成され、構成員の 2 分の 1 以上が農業者の団体であり、次に掲げる事項を定めた規約（参考様式 2）について、各構成員が同意した団体をいう。

- ア 目的
- イ 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- ウ 意思決定方法
- エ 債務に係る構成員の責務
- オ 共同事業で整備した機器、施設設備の利用及び管理の方法
- カ 損益の配分方法
- キ その他運営に関して必要な事項

(2) グリーン・ツーリズム取組農家の連携体が、本事業を実施しようとするときは、緊急対策プランを策定する市町村又は受入団体に前号の規約、実施計画の案を提供するものとする。

(3) 市町村又は受入団体は、グリーン・ツーリズム取組農家の連携体の取組内容が、次のアからウのいずれかに適合し、地域全体の取組への有効性を考慮し適切な場合に、地域内の合意形成を図り、緊急対策プランの取組主体として位置付けることができるものとする。

ア 当該グリーン・ツーリズム取組農家の連携体外の受入農家や地域の農山漁村体験の受入にとって重要な役割を果たすこと。

イ 農山漁村体験の受入人数の回復等に寄与し、地域への貢献度が高いこと。

ウ 地域内において、農山漁村体験受入の基幹となる集団であり、当該地域における農山漁村体験受入の維持に不可欠であること。

第4 その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく届出、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許可等を得るものとする。

第5 事業実施計画の承認及び補助金の交付決定

1 実施計画書の提出及び承認

(1) 事業実施主体は、実施要領第4の1の(1)に基づき、実施計画書及び事業評価表を作成し、緊急対策プランを付して広域振興局長に提出するものとする。

また、実施要領別表の事業区分ごとの事業内容の例は次表のとおりであり、事業計画書作成の際に参考とすること。

なお、事業実施主体がグリーン・ツーリズム取組農家の連携体である場合は、グリーン・ツーリズム取組農家の連携体は、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業に関する誓約書（参考様式3）を広域振興局に提出するものとする。

事業区分	事業内容の例
1 衛生・受入環境整備タイプ	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として行う以下の取組など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境を整えるための設備の改善に向けたトイレ洋式化・手洗い場などの改善、衛生資材、体温測定器等機器の整備、感染症対策研修の実施など ・インバウンドニーズへの対応も見据えた受入環境の向上に向けた外国人へ予防対策を伝える外国語室内表示や、自動翻訳機、Wi-Fi 設備の貸出機器の整備など
2 地域資源磨き上げタイプ	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ需要回復のための以下の取組など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち込んだ需要回復に取り組むため、地域資源を活用した安全・安心で魅力的な体験メニューの開発や改善に係る調査・委託・検討会の開催など ・新たな体験メニューに必要な農作業体験用具やアクティビティ関連器具など
3 農山漁村体験魅力発信タイプ	<p>新型コロナウイルス感染症収束を見据えた情報発信のための以下の取組など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収束後の情報発信に向けて、衛生・受入環境、安全・安心で魅力的な新規体験メニューなどの紹介チラシ・マップ・DVD等の作成 ・旅行会社への売込みなどプロモーション活動

(2) 広域振興局長は、事業実施主体から提出があった実施計画書及び事業評価表、緊急対策プランの写し、(1)の誓約書の写しを農林水産部長へ提出するものとする。

(3) 農林水産部長は、(2)により広域振興局長から提出された実施計画書等の写しについて、外部有識者等から意見を聴くものとし、その意見を広域振興局長へ通知するものとする。

また、グリーン・ツーリズム受入農家の連携体が事業実施主体の場合は、農林水産部長は、参考様式4により補助対象団体としての適格性を審査する。

(4) 広域振興局長は、(3)を踏まえ、実施計画の内容を審査し、実施要領に定める要件を満たしている場合は、様式第1号により事業実施主体に実施計画の承認を行うものとする。

(5) 実施計画の重要な変更は、実施要領第4の2のとおりとし、手続きは実施要領第4の1に準じるものとする。

2 補助金の割当内示

広域振興局長は、1の(4)の承認に基づき、事業実施主体に対して補助金を割当内示するものとする。

3 補助金の交付決定

(1) 補助金の交付申請

事業実施主体は、2の補助金の割当内示に基づき、補助金交付要綱に定めるところにより、広域振興局長に補助金の交付申請を行うものとする。

(2) 補助金の交付決定

広域振興局長は、(1)の補助金交付申請を受理した場合は、内容審査の上、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を様式第2号により事業実施主体に通知するものとする。

(3) 補助金の変更交付申請及び変更交付決定

ア 事業実施主体は、補助金交付に係る事業内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、補助金交付要綱別表第2に定めるところにより、広域振興局長へ変更(中止・廃止)承認申請をするものとする。

イ 広域振興局長は、アの承認申請を受理した場合は、内容審査の上、補助金交付の変更を決定し、様式第3号によりその旨を事業実施主体に通知するものとする。

第6 事業の着手

1 事業の着手

(1) 事業着手の始期

事業着手の始期は、施行方法毎に、次のとおりとする。

ア 直営施行：資材の発注日又は労務者の調達を始めた日

イ 請負施行：請負業者から提出された着手届に記載された日

ウ 機械等の購入：事業実施主体と業者との購入契約が締結された日

(2) 事業の着手

事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに着手届(様式第4号)を広域振興局長に報告するものとする。

(3) 補助金交付決定前の着手

ア 事業実施主体は、実施計画の承認があった事業のうち、地域の実情により事業の効果的な実施を図るうえで緊急かつやむを得ない事情がある場合は、補助金交付決定前に着手することができる。

イ 事業実施主体は、補助金交付決定前に事業に着手するときは、その理由を明記した補助金交付決定前着手届(様式第5号)を広域振興局長に提出するものとする。

なお、補助金交付決定前に着手した事業については、着手から補助金交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体自らの責任に帰するものとし、補助金交付決定を受けるまでの間は、計画変更は行わないものとする。また、補助金交付決定前着手届の記載内容に異同がないときは、補助金交付決定前着手届をもって着手届に代えることができるものとする。

ウ 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書に着手年月日、補助金交付決定前着手届の文書番号及び文書日付を記載するものとする。

2 施設建設工事及び機械・器具導入に係る施行

事業実施主体における事業の施行方法は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成31年4月1日30食産第5395号・30生産第2220号・30政統第2193号・農林水産省食料産業局長・農林水産省経営局長通知・農林水産省政策統括官通知）を参考に、原則として次のとおりとする。

（1）直営施行

ア 補助対象事業費は、工事費（製造請負工事費及び機械器具費含む。）、測量試験費（実施設計費含む。）とする。（用地費、補償費及び換地費は補助対象外。）

イ 事業実施主体は、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行うものとする。

ウ イにかかる経費については、必要に応じて複数の見積りを徴収して比較するなど事業費の低減に努めるものとする。また、施工時の安全確保には万全を期すものとする。

（2）請負施行

ア 補助対象事業費は、工事費（製造請負工事費及び機械器具費含む。）、測量試験費（実施設計費含む。）とする。（用地費、補償費及び換地費は補助対象外。）

イ 事業実施主体は、実施設計書や参考見積等により予定価格を設定し、一般競争入札又は原則として3者以上の指名競争入札により、請負者を決定するものとする。

ウ 競争入札の結果、入札者がいなかった場合及び落札に至らなかった場合、又は競争入札に付することが困難な場合は、事業実施主体はその旨を書面により広域振興局長に報告し、同意を得た上で随意契約によることができるものとする。

（3）機械・器具の購入

ア 事業実施主体は、カタログや参考見積等により予定価格を設定し、原則として3者以上の見積り合わせを行い、購入先を決定するものとする。

イ 見積り合わせの結果、予定価格に達しなかった場合、又は複数の見積り合わせを行うことが困難な場合は、事業実施主体はその旨を書面により広域振興局長に報告し、同意を得た上で随意契約によることができるものとする。

3 実施状況の報告

（1）農林水産部長は、進捗管理及び予算管理のため、広域振興局長に実施状況の報告を求める場合がある。

（2）広域振興局長は、（1）の報告にあたり、必要に応じて事業実施主体に資料の提出を求めるものとし、事業実施主体はその指示に従うものとする。

第7 中間確認及び完了確認

1 中間確認

(1) 事業実施主体は、事業内容が建築物の場合は、基礎工事着工前までに関係法令の手続き状況等について、広域振興局長の中間確認を受けなければならない。

なお、建築物以外でも、広域振興局長が必要と認める場合は、事業実施主体、広域振興局長が事前に協議した上で、中間確認を行うことができる。

(2) 事業実施主体は、中間確認の準備が整った場合は、様式第6号により広域振興局長に申し出るものとする。

(3) 広域振興局長は、(2)の申し出があった場合は、速やかに中間確認を行うものとする。

なお、確認の結果、不適切な事項があると認められた場合は、是正等の指示を行わなければならない。

2 完了確認

(1) 事業実施主体は、事業が完了したときは、広域振興局長に完了届(様式第7号)を提出するものとし、届出を受理した広域振興局長は、速やかに完了確認を行うものとする。

(2) 広域振興局長は、(1)の届出を受理したときは、速やかに完了確認者を指名の上、様式第8号により事業実施主体に完了確認の実施について通知し、完了確認調書(様式第9号)により完了確認を行うものとする。

なお、確認の結果、不適切な事項があると認められた場合は、是正等の指示を行わなければならない。

第8 補助金の交付

補助金の交付は、精算払及び前金払の方法によるものとする。

1 補助金の精算払

(1) 事業実施主体は、完了確認を終え、補助事業が完了したときは、補助金交付要綱に定めるところにより広域振興局長に補助金の精算払を請求することができる。

(2) 広域振興局長は、(1)の請求があったときは、第7の2により事業が適正に完了したことを確認の上、事業実施主体に対して補助金を交付するものとする。

2 補助金の前金払

(1) 事業実施主体は、事業実施主体への補助金の交付が必要な場合は、補助金交付要綱に定めるところにより広域振興局長に前金払を請求することができる。

(2) 広域振興局長は、(1)の請求があったときは、関係書類により内容を確認し、適当と認めた場合は、事業実施主体に対して補助金を交付するものとする。

第9 事業で取得した財産の管理

1 施設等の管理

補助事業によって取得した施設等財産(以下「施設等」という。)は、常に良好な状態

で管理し、事業目的に則して最も効率的な運用を図るものとする。

(1) 管理主体

ア 施設等の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、やむを得ない事情によって直接管理を行い難い場合は、広域振興局長に届出を行い、その指示を受けるものとする。

ウ 事業実施主体は、予め広域振興局長と協議するものとする。

(2) 管理方法

ア 事業実施主体は、施設等の現状を明確にするため、施設の種類、構造、所在、取得価格、得失変更の年月日等を記載した財産台帳及び管理日誌又は利用日誌を備えておくものとする。

イ 事業実施主体は、施設等ごとに次に掲げる事項を含む管理規程又は利用規程を定めて適正に管理するものとする。

(ア) 目的

(イ) 施設の種類、構造、形式、数量

(ウ) 施設の所在

(エ) 管理責任者

(オ) 利用者の範囲

(カ) 利用方法、利用料に関する事項

(キ) 施設等の保全に関する事項

(ク) 施設等の償却に関する事項

2 貸付の契約

事業実施主体が貸付を行うにあたっては、次に掲げる事項を十分検討のうえで貸付契約書を作成し契約するものとする。

(1) 貸付の期間

(2) 貸付金額の算定及び徴収方法

(3) 貸付する機械又は施設の管理方法

(4) 貸付期間終了後の機械又は施設の取扱

3 財産の処分に伴う手続

(1) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、その処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に準じた手続を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の手続を行う場合は、別紙様式第10号により広域振興局長に承認申請し、承認を得なければならない。

(3) 広域振興局長は、(2)の申請を受け、承認しようとする場合は、予め農林水産部長に協議し、同意を得なければならない。

4 災害を受けた場合の措置

(1) 補助事業により取得した施設等が処分制限期間内に天災、その他の災害を受け

たときは、事業実施主体は、遅滞なく災害報告書（様式第 11 号）により広域振興局長に報告するものとする。

（２）報告を受けた広域振興局長は、次に掲げる事項を調査し、調査結果に被害写真等を添付して農林水産部長に報告し、その指示を受けなければならない。

ア 被災した施設等の事業概要

イ 被災の内容

ウ 措置の状況と復旧方法

エ その他広域振興局長が必要と認める事項

5 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、予め別紙様式第 12 号により広域振興局長に届け出るものとする。

なお、この届出にあたっては、事業実施主体は事前に広域振興局長に協議を行うものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

第 号
年 月 日

事業実施主体の長 様

広域振興局長 印

令和 年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施計画（変更）承認について
令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業実施計画（変更）については、これを承認します。

記

受入団体等 （緊急対策プ ラン策定団体 名）	事業実施主体	事業区分	事業内容	事業費	補助金

注1 補助金の欄は、広域振興局長が承認する場合は県補助金額とする。

注2 記以下は、必要に応じて適宜、加除して差し支えない。

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金 円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

広域振興局長 印

記

- 1 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業者は、県補助金規則、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金交付要綱（令和 2 年 6 月 23 日付け農振第 256 号通知）、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領（令和 2 年 6 月 23 日付け農振第 254 号通知）、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業事務取扱要領（令和 2 年 6 月 23 日付け農振第 255 号通知）、関係通知等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の特定期間が 5 年を超える場合にあっては当該処分の特定期間）保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、県からの補助金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により終

局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第1号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

- 5 補助事業者は、県補助金規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りではない。
- 6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。ただし財務省令に定めのない財産については、〇〇広域振興局長が別に定める期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 8 補助事業者は、前記7の財産について、処分制限期間内に〇〇広域振興局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 9 〇〇広域振興局長は、補助事業者が、前記8の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。
- 10 補助事業者は、この補助金の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から9までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

事業実施主体 印

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定のあった農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金について、次のとおり報告します。

記

1	補助金交付額	金	円
2	補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度			令和 年度		補助事業名									
事業 区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業 実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	うち補助 対象事業費	県補助金	市町村費	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
	計																
	計																
	合計																

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 注2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 注3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称、補助金返還額等を記入すること。
- 注4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができるものであること。

岩手県指令 広 第 号
事業実施主体名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度農山漁村体験受入体制強化緊急
対策事業の変更については、申請どおりこれを承認し、年 月 日付け岩手県指令 広
第 号による交付決定通知の補助金額及び交付条件の一部を次のとおり変更したので、
岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。）第12条の規定により、通知し
ます。

年 月 日

広域振興局長 印

記

- 1 補助金の額は 円とする。
- 2 補助金交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、変更承認申請書に添付の事
業計画書のとおりとする。
- 3 1及び2以外については、年 月 日付け岩手県指令 広 第 号による交付
決定通知のとおりとする。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名 印
代表者職・氏名

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業に係る着手届
年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施計画に基づく事業を、下記のとおり着手したので、届出します。

記

受 入 団 体 等 (緊急対策プラン策定団体名)	
事 業 実 施 主 体 名	
事 業 区 分	
事 業 内 容	
事 業 費	
施 行 方 法	
着 手 年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	
その他（関係法令の手続き等）	

注 施設改修や機械・器具の購入がある場合は、入札又は見積合わせの顛末書及び契約書等の写しを添付すること。

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名 印
代表者職・氏名

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業に係る補助金交付決定前
着手届

年 月 日付け 第 号で承認された実施計画に基づく下記事業について、別記
条件を了承のうえ補助金交付決定前に着手したいので、届出します。

記

受 入 団 体 等 (緊急対策プラン策定団体名)	
事 業 実 施 主 体 名	
事 業 区 分	
事 業 内 容	
事 業 費	
実 施 方 法	
着 手 予 定 年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	
その他（関係法令の手続き等）	
補助金交付決定前着手を必要とする理由	

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、災害等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、その損失は、事業実施主体が負担する。
- 2 補助金交付決定の額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てない。
- 3 補助金交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更は行わない。
- 4 着手後、速やかに入札又は見積合わせの顛末書及び契約書等の写しを提出する。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

事業実施主体 印

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業に係る中間確認について
このことについて、下記により中間確認をお願いします。

記

- 1 日時
年 月 日（ ） 時 分から
- 2 中間確認の場所
- 3 事業実施主体
- 4 事業内容
- 5 事業費

注 記以下は、必要に応じて適宜、加除して差し支えない。

様式第7号（第7の2関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名

印

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業完了届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった事業は、年 月 日に
完了したので、届出します。

第 号
年 月 日

事業実施主体の長 様

広域振興局長 印

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業の完了確認の実施に
ついて

このことについて、次のとおり完了確認を実施しますので、担当職員の立会をお願いします。

記

- 1 日時
年 月 日（ ） 時 分から
- 2 確認場所
- 3 対象事業実施主体
- 4 確認方法
関係書類確認及び現地確認
- 5 完了確認者等
 - (1) 完了確認者
 - (2) 随行者

様式第9号（第7の2関係）

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業 完了確認調書

完了確認日： _____

完了確認者： _____

事業実施主体名						
区 分	事業費	事業費の内訳			振興局の交付 決定年月日	備考
		うち補助対象事業費	県補助金	補助金計		
申 請						
変 更						
精 算						
事業実施主体における書類の整備保管の状況						
種別	提出先	日付	良否	備考		
実施計画承認申請	事業実施主体 → 振興局					
実施計画の承認	事業実施主体 ← 振興局					
割当内示	事業実施主体 ← 振興局			内示額 ○○円		
交付申請	事業実施主体 → 振興局			申請額 ○○円		
交付決定	事業実施主体 ← 振興局			決定額 ○○円		
実施計画変更承認申請	事業実施主体 → 振興局					
実施計画変更の承認	事業実施主体 ← 振興局					
割当内示（変更）	事業実施主体 ← 振興局			変更内示額 ○○円		
変更承認申請	事業実施主体 → 振興局			変更申請額 ○○円		
変更交付決定	事業実施主体 ← 振興局			変更決定額 ○○円		
前金払請求	事業実施主体 → 振興局			請求額 ○○円		
前金払支払	事業実施主体 ← 振興局			支払日		
完了届	事業実施主体 → 振興局					
完了確認の通知	事業実施主体 ← 振興局			確認日 ○.○.○		
請求書または精算書	事業実施主体 → 振興局			請求（精算）額 ○○円		
精算払	事業実施主体 ← 振興局			支払（予定）日		
確認結果及び 指摘事項						

注 本調書は、必要に応じて適宜修正して差し支えない。

様式第9号別添 (農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業 完了確認調査 別添)

事業実施主体名						
事業内容		事業費	支払額	支払年月日	貸付対象者	備考
計						
施行方法	直営 請負 機械等の購入 その他 ()					
業者決定	一般競争入札 指名競争入札 見積合わせ 随意契約					
	(随意契約の場合 その理由:)					
手続状況	入札年月日	契約年月日	着手年月日	完了年月日	備考	
事業実施主体 確認	[中間確認]	確認年月日		中間確認者	振興局立会者	
	[完了確認]	確認年月日		完了確認者		
事業実施主体における書類の整備保管状況						
項目 (契約・支払等)	日付	良否	備考	項目 (事業管理等)	良否	備考
入札書又は見積書				議事録 (事業の議決)		
入札願末書又は見積願末書				決済預金通帳		
契約書				写真		
竣工届				作業日報		
納品書				工事日報		
検収書				管理運営規程		
請求書				固定資産台帳		
領収書				財産管理台帳		
特記事項						

注 本調査は、必要に応じて適宜修正して差し支えない。

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名

印

財産処分承認申請書

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業により取得した（又は効用の増加した）財産について、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）第 19 条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業事務取扱要領第 9 の 3 の規定により、承認申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法等
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法（処分区分）

- 2 処分の対象財産
 - (1) 地区名及び事業実施主体名
 - (2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
 - (3) 事業費、補助金額、補助率
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真（添付）

- 3 処分予定年月日

- 4 その他参考資料

注 1 1 の (2) の「処分区分」は、処分内容に応じて「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」（以下「承認基準」という。）別表 1、3 又は 4 に記載の処分区分欄に掲げる区分を記載すること。

注 2 4 「その他参考資料」については、処分内容に応じて承認基準に定める別紙様式 1 号、4 号、5 号又は 6 号に記載の注意書きを参考に、必要な資料を添付するものとする。

注 3 記以下は処分内容に応じて適宜修正できるものとする。その場合は、承認基準に定める別紙様式 1 号、4 号、5 号又は 6 号を参考とするものとする。

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名

印

災害報告書

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業により取得した（又は効用の増加した）施設等が下記のとおり災害（例：台風〇号）により被災したので、報告します。

記

- 1 被災機械・施設等の概要
 - (1) 地区名及び事業実施主体名
 - (2) 機械・施設等の所在地
 - (3) 機械・施設等の構造、規格、規模等
 - (4) 事業費 円
ア 補助金 円（県補助金 円）
イ その他 円（〇〇 円）
 - (5) 取得年月日： 年 月 日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
例： 年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇気象台調べ 〇時〇分 〇m/s（瞬間風速）)
 - (2) 被災の程度
例：〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画等）
- 5 添付資料
 - (1) 実施計画書の写し
 - (2) 財産管理台帳の写し
 - (3) 管理運営規程
 - (4) その他広域振興局長が必要と認める書類

注 記以下は必要に応じて適宜修正できるものとする。

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名

印

施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業で取得した（又は効用の増加した）施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業実施主体名
- (2) 施設等の所在地
- (3) 施設等の構造、規格、規模等
- (4) 事業費 円
ア 補助金 円（県補助金 円）
イ その他 円（〇〇 円）
- (5) 取得年月日

3 増築の概要

- (1) 増築
（例：増築 鉄骨スレート葺 〇〇m² 事業費 〇〇〇千円
増設 〇〇ライン 〇〇箱/日処理 事業費 〇〇〇千円）
- (2) 着工予定時期
- (3) 増築の効果

4 添付資料

- (1) 実施計画書の写し
- (2) 処理能力計算書
- (3) 経営収支計画
- (4) 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- (5) 財産管理台帳の写し
- (6) その他広域振興局長が必要と認める書類

注 記以下は必要に応じて適宜修正できるものとする。

〇〇地域
新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン

策定：〇年〇月〇日
(変更：〇年〇月〇日)

市町村名	
受入団体名	
代表者名	
受入地域	
構成員数	合計 名 (うち団体 団体、個人 名)
事務局 担当者氏名 連絡先等	住所： 氏名： 電話： FAX： e-mail：

注) 受入団体の役員名簿を添付すること。

1 地域の状況

(1) グリーン・ツーリズム受入状況（人回）

	平成〇〇年 (5年前)	令和元年	特徴
教育旅行			
宿泊体験有り			
〇〇県〇〇中学校			
宿泊体験無し			
〇〇県〇〇中学校			
一般旅行客（宿泊者のみ記載）			
うち外国人			

(2) 受入農家戸数等

	平成〇〇年 (5年前)	令和元年	特徴
受入農家戸数			
農家民泊			
農家民宿			
公共の宿泊施設 (施設数)			
一般の宿泊施設 (施設数)			

(3) 地域資源の状況

	名称	概要
農業・農村 体験		
自然環境		
歴史文化		
伝統行事		
特産品		
その他		

※ 必要に応じて地域資源の位置がわかるマップ（図面）を作成し、構成員で共有する

2 新型コロナウイルス感染症対応に係る地域の強み・弱み

<p><地域の強み></p> <ul style="list-style-type: none">① 衛生・受入環境② 地域資源③ 農山漁村体験の魅力発信 <p><地域の弱み> ※ 新型コロナウイルス感染症拡大に係る影響も記載すること</p> <ul style="list-style-type: none">① 衛生・受入環境② 地域資源③ 農山漁村体験の魅力発信
--

3 新型コロナウイルス感染症緊急対策プランの目指す姿・目標

<めざす姿>

- ① 衛生・受入環境の整備
- ② 地域資源の磨き上げ
- ③ 農山漁村体験の魅力発信

<目標>

例) 受入者数の回復やリピーター客の増加など具体的に記載

4 新型コロナウイルス感染症対応に係る地域の課題（現状とめざす姿のギャップ）

- ① 衛生・受入環境の整備
- ② 地域資源の磨き上げ
- ③ 農山漁村体験の魅力発信

5 新型コロナウイルス感染症対応に係る地域の課題解決に向けた具体的な取組

区分	取組内容	取組組織 (主体)	取組 時期	活用予定 施策等
衛生・受入環境の整備				
地域資源の磨き上げ				
農山漁村体験の魅力発信				

6 新型コロナウイルス感染症対応に係る地域の課題解決に向けた組織体制

(参考様式2)

〇〇〇組合規約

(目的)

第1条 この組合は、〇〇地域の農山漁村体験の受入に係る〇〇〇の取組を行うことにより、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、〇〇組合と称する。

(地区)

第3条 この組合の地区は、〇〇市〇〇の区域とする。

(事務所)

第4条 この組合の事務所は、〇〇市〇〇に置く。

(事業)

第5条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員の農山漁村体験の受入に係る共同事業
- (2) 第1条の目的の達成に必要な事業

(組合員の資格)

第6条 この組合の組合員たる資格を有する者は、〇〇市の〇〇地区内の農山漁村体験の受入をおこなう農業者及び農山漁村体験の受入に必要な非農業者の関係者とする。

(加入)

第7条 この組合の組合員になろうとする者は、加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 組合員の死亡または経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(脱退)

第8条 組合員は、〇日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいてこの組合を脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除いて、持分の払戻請求権を放棄し、組合が債務超過の場合には持分に応じた債務を負担しなければこの組合を脱退することができない。

- 2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産、または後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第9条 組合員が本規約に違反し、または当組合の正当な事業遂行を妨害する等、正当な事由があるときは、他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(出資)

第10条 組合員は、次により出資をするものとする。

- (1) 共同事業に要する経費の負担金の持ち分として、別に賦課台帳に定める額
- (2) 1人当たり〇〇円

(役員)

第11条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名

2 組合長は、この組合を代表し、その業務を統括する。

3 副組合長は、組合長に事故あるときはその職務を代理する。

4 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。

5 前項にかかわらず、各組合員は、この組合の業務及び財産の状況を検査することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたことにより選任される役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 組合長は、毎事業年度1回〇月に通常総会を招集する。また、組合員の〇分の〇以上の請求があったときは臨時総会を招集する。

2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを

決する。

(総会の議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 組合への加入の承認
- (4) 細則の設定、変更及び廃止
- (5) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (6) 事業報告及び収支決算の承認
- (7) 役員を選任及び解任

(事業年度)

第15条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(共同事業で整備した機器の利用及び管理)

第16条 組合は、共同事業で整備した機器について、計画的かつ効率的な利用をするとともに、善良な管理に努めるものとする。

(共同事業で整備した施設・設備の利用及び管理)

第17条 組合は、共同事業で取得した施設・設備の計画的かつ効率的な利用を行うとともに、善良な管理及び円滑な運営に努めるものとする。なお、施設・設備の具体的な管理・運営方法については、別途細則で定めるものとする。

(債務)

第18条 この組合の債務は、各組合員が責任を負うものとする。

(損益分配)

第19条 この組合の事業年度ごとに計算される利益の額または損失の額を、出資割合に応じて各組合員に分配する。

(解散)

第20条 この組合の解散のときに有する財産は、共同事業を行う際に活用した補助事業の財産処分の手続きを経たうえで、総会において組合員総数の〇分の〇以上の議決により、他者へ引き継ぐことができるものとする。

2 前項の引き継ぎによる譲渡対価のほか、この組合の解散のときにおける残余財産は、各組合員の解散のときの持分の割合により分配する。

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定める。

(附則)

この規約は令和 年 月 日より施行する。

(参考様式3)

年 月 日

広域振興局農政担当部の長 様

住 所

事業実施主体名

代表者職・氏名

印

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業に関する誓約書

当組織は、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業の実施にあたり、下記のとおり構成員全員の同意のもと、組織の適格性、組織の事業遂行力を確保し、適正に事業実施することを誓約します。

また、重大な違反事実が判明した場合には、それに関し貴県が行う一切の措置について異議申し立ては致しません。

記

1 構成員の同意

下表の構成員全員が本誓約書の内容に同意します。

住所欄	署名欄	捺印欄

2 組織の適格性

- (1) 特定の個人を活動対象とする団体ではありません。
- (2) 構成員が税金等を滞納していません。
- (3) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではありません。

3 組織の事業遂行力

- (1) 意思決定は規約に基づき適正に行います。
- (2) 適切な会計処理を行います。
- (3) 責任をもって事業の管理運営を行います。
- (4) 補助金返還の必要が生じた場合は、組織の債務として構成員が支払の責務を持ちます。

(参考様式4)

補助対象団体適格性調書

団 体 名	
代表者氏名	
代表者住所	

	区 分	適 否
1	組織の適格性	
	① 特定の個人を活動対象とする団体ではない。	
	② 構成員が税金等を滞納していない。	
	③ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でない。	
2	組織の事業遂行力	
	① 意思決定が民主的な方法により行われている。	
	② 適切な会計処理ができる。	
	③ 責任をもって事業の管理運営ができる。	
	④ 補助金返還の必要が生じた場合は、組織の債務として構成員が支払の責務を持つことができる。	
審査結果	総 評 欄	
適 格・不適格		

適格性審査の留意事項

- ・ 1については、誓約書に構成員全員の署名、捺印がある
- ・ 2については、組織の規約に上記の該当事項がある